という。）、第八条の規定による改正後の介護保険法施行令（以下「新介護保険法施行令」という。）、第九条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「新障害者総合支援法施行令」という。）、第十一条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（以下「新認定こども園法施行令」という。）、第十二条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令（以下「新子ども・子育て支援法施行令」という。）、第十三条の規定による改正後の公認心理師法施行令（以下「新公認心理師法施行令」という。）及び第十四条の規定による改正後の民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（以下「新民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新医療法施行令第五条の十五の三	次のとおり	次に掲げる法律及び旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第十項及び第十一項の規定により旧特区法第二十条の五第十項及び第十一項の規定並びに改正法附則第十五条第十二項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	次のとおり
新生活保護法施行令第四条の二	次のとおり	次に掲げる法律及び旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第十項及び第十一項の規定により旧特区法第二十条の五第十項及び第十一項の規定並びに改正法附則第十五条第十二項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	次のとおり
新生活保護法施行令第四条の三	次のとおり	次に掲げる法律並びに旧特区法（第十二条の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定により旧特区法第二十条の五第七項及び第十一項の規定並びに改正法附則第十五条第十二項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	次のとおり
新社会福祉法施行令第三十四条	次のとおり	次に掲げる法律及び旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定により旧特区法第二十条の五第七項及び第十一項の規定並びに改正法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における準用旧児童福祉法の規定を含む。以下同じ。）	

	規定と	規定と	規定と	規定と	次のとおり
項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第十二条の規定により旧特区法第二十五項及び第十七項から第十九項までの規定に改正法附則第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項	規定並びに旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第十二条の規定により旧特区法第二十五項及び第十七項から第十九項までの規定に改正法附則第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）と	新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第十四条の二並びに附則第二条の二及び第三条	規定並びに旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定と	新介護保険法施行令第三十五条の二	次のとおり
次に掲げる法律並びに旧特区法（第十二条の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定により旧特区法第二十条の五第七項及び第十一項の規定並びに改正法附則第十五条第十二項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	新精神保健福祉士法施行令第一条	次に掲げる法律及び旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第十項及び第十一項の規定により旧特区法第二十条の五第十項及び第十一項の規定並びに改正法附則第十五条第十二項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	新介護保険法施行令第三十五条の五	次に掲げる法律並びに旧特区法（第十二条の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定により旧特区法第二十条の五第七項及び第十一項の規定並びに改正法附則第十五条第十二項及び第十三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における準用旧児童福祉法の規定を含む。）